

●香川県告示第130号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成30年4月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
燧灘沿岸	箕浦漁港	箕浦漁港海岸	<p>1 指定場所 観音寺市豊浜町箕浦字大西、字西浜地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、補助点3、補助点2及び補助点1を順次直線で結んだ線並びに補助点1から基点1に左回りの箕浦漁港西防波堤基部を中心とした半径500m円弧に沿って結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 観音寺市豊浜町箕浦字大西甲2504番地先の標杭 基点2 基点1から80度01分、116.4メートルの地点 基点3 基点2から79度55分、78.9メートルの地点 基点4 基点3から80度03分、90.0メートルの地点 基点5 基点4から52度53分、30.6メートルの地点 基点6 基点5から40度58分、15.9メートルの地点 基点7 基点6から136度45分、3.1メートルの地点 基点8 基点7から40度00分、37.4メートルの地点 基点9 基点8から131度31分、2.9メートルの地点 基点10 基点9から34度57分、44.9メートルの地点 基点11 基点10から32度11分、26.0メートルの地点 基点12 基点11から32度01分、42.3メートルの地点 基点13 基点12から31度17分、51.3メートルの地点 補助点1 基点1から339度58分、73.2メートルの地点 補助点2 基点5から347度43分、58.4メートルの地点 補助点3 基点13から302度37分、50.0メートルの地点</p>